

「たき火火災に注意を！」

春は、空気が乾燥し突風が吹く日が多くなり「たき火」が原因となる火災が多発しております。

「たき火」は法令により原則禁止されています。法令では軽微な焼却は例外となっていますが、少量の落葉や剪定枝の焼却であっても多くの苦情が市に寄せられています。

「たき火」による火災を防止するために、家庭ごみや落葉・剪定枝等は、燃やさずにごみ収集に出すようお願いいたします。
やむを得ず焼却する場合は、次の事に注意してください。

- 1 周囲に家や枯れ草がある場所では燃やさない。
- 2 風の強い日は、燃やさない。
- 3 火を着けたら絶対その場を離れない。
- 4 水バケツ等の消火準備をし、残り火は完全消火する。



平成28年度 全国統一防火標語

「消しましょう その火 その時 その場所で」

前橋市北消防署・白川分署